

指導・監査実施方針等について (介護保険サービス事業者)

三重県子ども・福祉部 福祉監査課
事業所監査班

目次

- 1 指導と監査
- 2 運営指導の流れ
- 3 実施方針

1 指導と監査

指導

事業者に対し、人員基準、運営基準、報酬基準等に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について、周知徹底すること。

- ・介護サービスの質の確保・向上
 - ・保険給付の適正化
- ※定期的に行う。

監査

事業者に対し、人員基準、運営基準、報酬基準等に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合に事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を取ること。

※入手した情報等により随時行う。

1 指導と監査

(1) 指導

① 集団指導

- ・ 全事業所を対象に実施
- ・ 動画配信（令和2年度～）
- ・ 講義形式の指導
- ・ 各種基準等の周知や過去の指導・処分事例の紹介等

② 運営指導

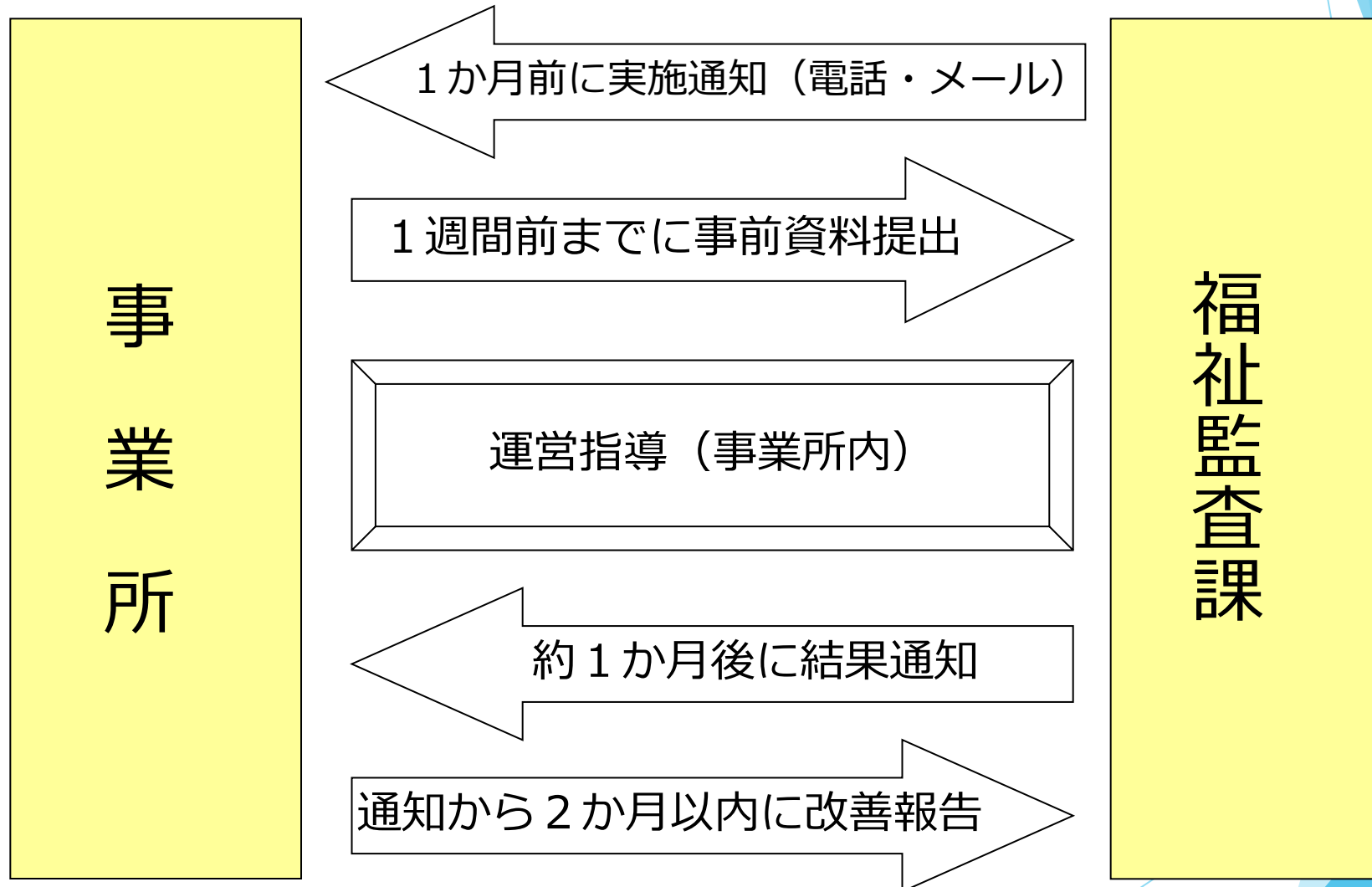
- ・ 対象事業所を選定して、原則6年に1回実施
- ・ 選定された事業所が会場となる（オンラインの場合もあり）。
- ・ 面談方式による指導（現地またはオンライン）
- ・ 人員基準、運営基準等に係るチェック項目に基づき、関係書類の確認を行う。

1 指導と監査

(2) 監査

- 行政処分に相当する違反や 不正請求等が疑われる事業所が対象
- 定期的に行う指導と違い、事案が発生した際に随時実施
- 事業所に立ち入り、帳簿書類等の検査や関係者への質問等を行う。
- 通常 1 日で終了する運営指導とは違い、長期間にわたることもある。
- 違反や不正請求があった場合、勧告や指定の取消等の行政処分を行う。

2 運営指導の流れ



2 運営指導の流れ

運営指導当日の進め方（標準）

- (1) 開始 原則、9時30分（進行等説明）
- (2) 事業所、施設内の確認（設備基準、利用者の処遇等）
- (3) 書類等の確認
 - ① 人員基準
出勤簿、タイムカード、辞令、資格証（写） など
 - ② 運営基準
 - ・ 契約書、重要事項説明書
 - ・ アセスメントシート、個別計画、モニタリング記録、サービス記録
 - ・ 防災計画、避難訓練記録、苦情処理記録、事故対応記録 など
 - ③ 介護報酬の請求
介護給付費明細書等、利用者負担請求書等、
各種加算関係書類など
- (4) 講評 書類等の確認結果を説明
後日、結果通知文書を送付

3 実施方針

指導・監査実施方針 重点項目

- (1) 法令遵守の状況について
- (2) サービスの質の確保・向上について
- (3) 虐待防止について
- (4) 身体拘束について
- (5) 感染症等対策について
- (6) 危機管理への取組について
- (7) 事故防止対策及び苦情対応について
- (8) 職場におけるハラスメント対策について
- (9) 高齢者向け住宅を設置する法人が運営する居宅サービス事業所等の運営状況について

3 実施方針

指導・監査実施方針 重点項目

(1) 法令遵守の状況について

- ・ 人員基準及び運営基準等が遵守されているか。
- ・ 適正な介護報酬の請求が行われているか。

(特に加算・減算関係)

3 実施方針

指導・監査実施方針 重点項目

(2) サービスの質の確保・向上について

- ・ 個別ケアについて、計画が適正に策定され、利用者の心身の状況等をふまえたものとなっているか。また、計画に沿ったサービスが提供されているか。

3 実施方針

指導・監査実施方針 重点項目

(3) 虐待防止について

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、職員に対する研修の実施及び担当者の設置等の取組が行われているか。

3 実施方針

指導・監査実施方針 重点項目

(4) 身体拘束について

- ・身体拘束の原則禁止について、職員に周知徹底されているか。また、やむを得ず身体拘束を実施する場合には、適切な手続きで行われているか。
- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備及び職員に対する研修の実施等が必要なサービス種類の事業者にあっては、それらの取組が行われているか。

3 実施方針

指導・監査実施方針 重点項目

(5) 感染症等対策について

- ・ 感染症等の発生及びまん延の防止のための対策を検討する
委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施等の取組
が行われているか。

3 実施方針

指導・監査実施方針 重点項目

(6) 危機管理への取組について

- ・介護保険施設等における防災体制の確保、万一火災、地震、風水害等が発生した場合の消火及び避難・通報体制の確保等が適切に行われているか。
- ・感染症又は非常災害の発生時においても、サービス提供が継続的に実施できるよう、業務継続計画（BCP）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。

3 実施方針

指導・監査実施方針 重点項目

(7) 事故防止対策及び苦情対応について

- ・ 事故が発生した場合の対応やその発生を防ぐための対策が図られているか。また、事故等の内容を分析して傾向を把握し、事故防止に役立てているか。
- ・ 苦情への対応及びサービス向上に対する取組が適切に行われているか。

3 実施方針

指導・監査実施方針 重点項目

(8) 職場におけるハラスメント対策について

- ・セクシャルハラスメント、パワーハラスメント及びカスタマーハラスメントの防止のための方針の明確化等必要な措置を講じているか。

3 実施方針

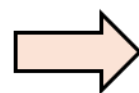
指導・監査実施方針 重点項目

(9) 高齢者向け住宅を設置する法人が運営する 居宅サービス事業所等の運営状況について

- ・訪問介護員等が住宅管理職員等と兼務し、住宅におけるサービスと介護サービスが混同して行われ、虚偽のサービス提供記録等により、報酬を不正に請求していないか。

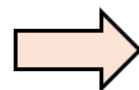
業務管理体制の届出は適正に提出されていますか？

平成21年5月介護保険法改正時、または新規指定時及びア～ウの事項に変更があった場合



第一号様式の提出が必要
(イ、ウの場合は、変更前と変更後の行政機関にそれぞれ届出が必要)

エ～クの事項に変更があった場合



第二号様式の提出が必要

第一号様式提出の要件

ア:事業所数が増減することにより、区分が変わるとき
イ:県指定事業所の廃止により、1つの市町内で地域密着型サービスのみを行うこととなったとき
ウ:県外にも事業所を開設したとき

第二号様式提出の要件

エ:法令遵守責任者の変更があった場合
オ:法人や事業所の名称や所在地等に変更があった場合
カ:法人代表者の変更があった場合
キ:法令遵守規程に変更（軽微な変更を除く）があった場合
ク:業務執行状況の監査の方法に変更があった場合

届出様式および届出の記入例については、三重県長寿介護課のホームページをご覧ください。

URL : <https://www.pref.mie.lg.jp/CHOJUS/HP/51871022924.htm>

また、福祉監査課では業務管理体制の確認検査（一般検査）を定期的を実施しています。
つきましては、福祉監査課から通知があった際にはご協力をよろしくお願いいたします。

18

参考：福祉監査課 業務管理体制の確認検査 <https://www.pref.mie.lg.jp/common/03/ci600013329.htm>

指導・監査実施方針等について
ご覧いただきありがとうございました。

三重県子ども・福祉部福祉監査課
事業所監査班